

## 川越市市制施行100周年記念事業冠付け事業制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川越市市制施行100周年記念事業の名を冠する事業（以下「冠付け事業」という。）の実施により、川越市市制施行100周年記念事業基本構想に定める基本理念の実現を目指すことを目的とする。

(冠付け事業の内容)

第2条 市民団体や本市に関係する団体等（法人を含む。以下「団体等」という。）が、「川越市市制施行100周年記念事業」、「川越市制100周年記念」その他これらに類する冠を掲げて事業を実施できるものとする。

(冠付け事業の対象となる事業)

第3条 冠付け事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 川越市市制施行100周年記念事業基本構想に定める基本理念・基本方針に則った事業
- (2) 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに実施・完了する事業
- (3) 原則として川越市内で行われる事業

(冠付け事業の登録)

第4条 冠付け事業を希望する団体等は、川越市市制施行100周年記念事業冠付け事業登録（変更）申請書（様式第1号）により、川越市市制施行100周年会議会長（以下「会長」という。）に対して登録申請を行うものとする。

2 会長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、冠付け事業として登録し、その旨を川越市市制施行100周年記念事業冠付け事業登録（変更）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 冠付け事業に登録しようとする団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、登録をしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 政治的又は宗教的な目的のため登録しようとするもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団と関係のあるもの
- (4) その他、登録の申込みを受理することが適当でないと会長が認めるもの

(冠付け事業の変更)

第5条 冠付け事業の登録内容の変更を希望する団体等は、川越市市制施行100周年記念事業冠付け事業登録（変更）申請書により、会長に対して変更

申請を行うものとする。

- 2 会長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更することが適当であると認めるときは、冠付け事業の登録内容を変更し、その旨を川越市市制施行100周年記念事業冠付け事業登録(変更)通知書により通知するものとする。

(冠付け事業の遂行)

第6条 冠付け事業の登録を受けた団体等(以下「登録団体等」という。)は、事業の遂行にあたり、川越市市制施行100周年記念事業基本構想に定める基本理念・基本方針の実現に努めるとともに、「川越市市制施行100周年記念事業」の冠を掲示し、並びに川越市市制施行100周年記念事業のロゴマーク及びキャッチフレーズを活用するものとする。

(冠付け事業の実績報告)

第7条 登録団体等は、事業終了後に川越市市制施行100周年記念事業冠付け事業実績報告書(様式第3号)により会長に報告するものとする。

(是正勧告)

第8条 会長は、冠付け事業の内容が適合しないと認めるときは、その是正を勧告することができる。

(登録の取消)

第9条 会長は、第4条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき、登録団体等が前条の勧告に応じないとき、又は冠付け事業の実施を辞退する旨の申し出があったときは、川越市市制施行100周年記念事業冠付け事業取消通知書(様式第4号)により登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録を取り消された者に損害が生じても、会長はその責めを負わないものとする。

(実績の公表)

第10条 会長は、冠付け事業の成果について市民に公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。